

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和7年6月16日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時54分

出席者 委 員 委員長 小 平 啓 佑

小太刀 孝 之 小久保 かおる 松 本 喜 一

梅 澤 米 満 天 谷 浩 明 小 堀 良 江

傍 聴 者 川 田 俊 介 市 村 隆 雨 宮 茂 樹

森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 大 浦 兼 政

針 谷 育 造 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

内 海 まさかず 青 木 一 男 針 谷 正 夫

広 瀬 義 明 福 富 善 明 福 田 裕 司

中 島 克 訓 大阿久 岩 人 白 石 幹 男

関 口 孫一郎

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭実子

係 長 小 林 康 訓 主 任 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	癸 生 川	亘
経 営 管 理 部 長	金 井 武	彦
地 域 振 興 部 長	佐 山 祥	一
消 防 長	本 名 義	人
監 査 委 員 事 務 局 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	加 茂 浩	史
総 合 政 策 課 長	潮 田 美	紀
行 財 政 改 革 推 進 課 長	茅 原 洋	一
総 務 人 事 課 主 幹	飯 塚 昭	浩
財 政 課 長	深 津 勝	
税 務 課 長	山 岸 良	郎
税 務 課 主 幹	出 井 章	裕
地 域 政 策 課 主 幹	青 木 稔	彦
藤岡地域づくり推進課長	安 塚 欣	也
蔵 の 街 課 長	一 条 嘉	之
消 防 総 務 課 主 幹	関	宏
警 防 課 長	名 湊 恭	司
選挙管理委員会事務局次長	佐 藤 啓	子

令和7年第3回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和7年6月16日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 75号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 2 議案第 76号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 3 議案第 79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 84号 財産の取得について（公共施設（栃木市藤岡総合体育館及び栃木市藤岡弓道場）LED照明器具）
- 日程第 5 議案第 86号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第 6 議案第 87号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
- 日程第 7 議案第 88号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 日程第 8 議案第 116号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 78号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）
- 日程第 10 議案第 115号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小平啓佑君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（小平啓佑君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小平啓佑君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第75号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） ただいまご上程いただきました議案第75号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例の一部を改正する条例の制定）につきましてご説明申し上げます。

議案書は30ページから35ページ、また議案説明書は9ページから17ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の9ページを御覧ください。提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い令和7年3月31日に改正され、栃木市税条例の一部改正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により専決処分をもって一部改正いたしましたので、報告の上、議会のご承認をいただきたいというものであります。

次に、改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたします。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、12ページ、13ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。現行の50cc以下の原動機付自転車について、新排ガス規制により製造が行われなくなり、新たに125cc以下かつ最高出力4キロワット以下の原動機付自転車について、新基準原付として区分さ

れることに伴う規定を定めたものであります。

上段、第82条につきましては、種別割の税率の規定を追加であります。

中段、第89条につきましては、種別割の減免の規定を追加であります。

下段、第90条につきましては、14ページ、15ページを御覧ください。中段、免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証に係る規定が追加されたことによる改正になります。

下段、ここからは固定資産税の改正になります。16ページ、17ページを御覧ください。附則第10条の2につきましては、地方税法附則第15条第3項に規定する原子力災害による福島県の復興に係る固定資産税の課税の特例に関する規定の削除に伴い、わがまち特例の引用条項を整理するものであります。

中段、附則第10条の3につきましては、第12項に新たに特定マンションの大規模修繕に係る減免申請に係る規定を追加し、第13項で減額申請はマンション管理組合等からの提出であれば、区分所有者からの提出は不要である旨の規定にするものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の30ページをお開きください。こちらにつきましては、議案第75号の上程文であります。

次に、31ページをお開きください。専決第5号の専決処分書であります。

次に、32ページをお開きください。改正する条例の公布文であります。

次の33ページからは条例の改正文となりますが、内容につきましては、議案説明書の新旧対照表にて説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次に、35ページをお開きください。附則であります。第1条の施行期日であります。この条例は、令和7年4月1日から施行するというものであります。

次の第2条及び第3条は、固定資産税及び軽自動車に係る経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案説明書の15ページです。マイナ免許証が4月1日からということなのですが、これを作成した方は、まだ月が浅いので、そんなに数はいないのかなと思いますけれども、どのぐらいの方が申請をなさったのか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） 令和7年度の減免申請には申請された方はいらっしゃいません。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） それで、ちょっとかけ離れるかもしれないのですが、マイナンバーカードと免許証が一体型になるということで、これ紛失をしたときにどうなのかというような心配があるわけですが、紛失をしたときにはどんな手続を、例えば市役所と警察署と両方に行かなければならないのか。その辺をちょっとお聞きできればと思いますけれども、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 少しそれていく懸念があるのですが、課長のほうで答えはできますでしょうか。

山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） 申請する方にマイナンバー免許証と、もう一つ、普通の免許証をもらう方、2枚交付される方がおりまして、マイナンバー免許証がなくなった場合、一、二週間、再発行にかかるということなものですから、一般の免許証をそのまま交付して、2枚免許証を持っている方が結構多いという形に聞いております。

○委員長（小平啓佑君） 金井経営管理部長、お願いします。

○経営管理部長（金井武彦君） すみません。若干補足をさせていただければと思います。

基本的には、まずマイナンバーカードがあります。通常の免許証があります。それと、マイナ免許証、この3タイプになるわけです。ですので、マイナンバーに関わる部分については、市役所のほうで当然そのような手続をお願いすることになると思います。また、免許証に係る部分につきましては、免許センターであるとか、警察署であるとか、そういった部署でそういった再発行等の手続になるものというふうに考えております。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） いずれはこのマイナ免許証のほうに移行されるのではないかとというようなお話がありまして、そういった場合に紛失したときの手続をどういうふうにするのかというのが課題になっているのではないかとというようなことをお聞きしました。その辺の情報というのは、まだこれからということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 金井経営管理部長。

○経営管理部長（金井武彦君） これからというところもあると思いますけれども、その辺、我々も十分確認した上で事務は進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございます。

なかなか理解し難いのですが、全体的に、一問一答なので、ちょっと難しいのですけれども、要は排気量関係のほうでは、運用の方向を小分けしましたということによろしいですか、まず。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） こちらのほう、今現行の50ccバイクのほうが今年11月からは製造しなくなるものですから、新基準原付のほうが、50ccそのものは販売と登録はできるのですが、製造を50ccはしないという形になったものですから、新基準原付として125cc以下、4キロワット以下の出力制限をした新しい形の基準原付という形で登録ができる、運用ができるという形になっています。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） その件がなかなか分からなかった。ちょっと別のを聞きます。最後のマンション管理の関係なのですけれども、これはマンションの所有者等、簡単にいうと管理組合がきちっとしてやっていかないと駄目だよというような内容で解釈してよろしいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 出井税務課主幹。

○税務課主幹（出井章裕君） こちら改正マンション適正化法というのがございまして、年数のたった大規模なマンション等、一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化をさせていくためにできた制度でございます。マンション管理組合の判断もあると思うのですが、基本的に国はそういった改修計画をつくっていくということで、それを認定していくという方向で進めております。ですので、年数のたった管理マンションについて修繕計画をつくるという推進をますますしていくということでございますので、そういった理解をしております。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） なかなか戸建てでもそうなのですが、空き家対策が非常に進まないところもありますけれども、マンションも多分そんな例も同じだなというふうに思っています。やっぱり所有者の責任というものにおいて、多分そういう縛りをもうちょっと厳しくしているのかなと思うのですけれども、それでよろしいですね。

○委員長（小平啓佑君） 出井税務課主幹。

○税務課主幹（出井章裕君） こういったものをして、縛りというのは意味合いもちょっと微妙なところがあるのですが、そういったところに推進して、固定資産税を安くすることによって推進していくという意味で理解しております。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第75号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第2、議案第76号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） 議案第76号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）につきましてご説明を申し上げます。

議案書は36ページから39ページ、また議案説明書は18ページから21ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の18ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、栃木市都市計画税条例の一部改正を専決処分したことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会のご承認をいただきたいというものであります。

次に、改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、20ページ、21ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。

先ほどご説明いたしました固定資産税の改正同様、地方税法附則第15条第3項に規定する原子力災害による福島県の復興に係る固定資産税の課税の特例に関する規定の削除に伴い、わがまち特例の引用条項を整理するものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の36ページをお開きください。こちらにつきましては、議案第76号の上程文であります。

次に、37ページをお開きください。専決第6号の専決処分書であります。

次の38ページにつきましては、改正する条例の公布文であります。

次の39ページからは条例の改正文となりますが、内容につきましては議案説明書にて説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

附則であります。第1項の施行期日であります、この条例は、令和7年4月1日から施行するというものであります。

次に、第2項につきましては、経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第76号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第3、議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第79号 地方公

務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は44ページから45ページまで、議案説明書は26ページから31ページまでとなります。

まず、議案説明書により説明を申し上げますので、議案説明書の26ページをお開きください。提案理由でございますけれども、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要でございますけれども、まず地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正につきましては、引用条項を改めるものであります。

次に、栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、引用条項の改め、及び字句の整理を行うものであります。

最後に、栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、引用条項を改めるものであります。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、議案説明書28ページ、29ページをお開きください。詳細につきまして、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

まず、改正文の第1条関係でございますけれども、附則第2条につきまして、引用条項、第9条第3項を第9条第2項に改めるものでございます。

次に、改正文の第2条関係でございます。28ページ、29ページの中段以下及び30ページ、31ページを御覧ください。附則の第4条第1項及び第6項につきまして、引用条項の第9条第2項を第9条第6項に改め、附則の第4条第1項の「、次項及び第5項」を「及び次項」に改める字句の整理でございます。

次に、改正文の第3条関係でございます。30ページ、31ページの中段以下を御覧ください。附則の第2項につきまして、引用条項、第9条第3項を第9条第2項に改めるものでございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の44ページを御覧ください。こちらは制定文となります。説明は省略させていただきますので、次の45ページを御覧ください。こちらは改正文でございますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明いたします。附則につきましては、この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） この引用条項の改正によって、何か変化というものはあるのでしょうか。変わったことはあるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 飯塚総務人事課主幹。

○総務人事課主幹（飯塚昭浩君） あくまでもこれは地方公務員法の一部改正ですので、細かく言ってしまうと、僻地手当。僻地手当は、もともと暫定再任用職員は出なかったものが、法律で出るようになったことなのですけれども、栃木市役所のほうは特に問題ないので、影響は該当なしでございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第79号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第4、議案第84号 財産の取得について（公共施設（栃木市藤岡総合体育館及び栃木市藤岡弓道場）LED照明器具）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） ただいまご上程いただきました議案第84号 財産の取得についてをご説明いたします。

議案書は50ページ、議案説明書は61、62ページとなります。

恐れ入りますが、初めに議案説明書より説明させていただきますので、議案説明書61、62ページを御覧ください。提案理由でございますが、公共施設の省エネルギー化を進めるため、公共施設の栃木市藤岡総合体育館及び栃木市藤岡弓道場のＬＥＤ照明器具を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の50ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、公共施設の栃木市藤岡総合体育館及び栃木市藤岡弓道場のＬＥＤ照明器具について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、財産の表示につきましては、公共施設（栃木市藤岡総合体育館及び栃木市藤岡弓道場）ＬＥＤ照明器具。

2、取得の方法につきましては、指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約。

3、取得の予定価格につきましては、1,969万4,400円でございます。

4、取得の相手方は、東京都千代田区神田練堀町3番地、東京センチュリー株式会社、代表取締役藤原弘治でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はございませんか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

今回、この藤岡町の体育館と弓道場をＬＥＤ化するというところで、公共施設のＬＥＤ化率はこれで何％になるのか、お教えてください。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君） 大変申し訳ございませんが、こちらにつきましては行財政改革推進課のほうで担当しておりますので、そちらのほうになりますので、公共施設のＬＥＤ化率についてはちょっと不明というか、分かりかねるところでございます。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 後で行財政改革推進課に行って伺います。ありがとうございます。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 両方、体育館と弓道場のＬＥＤは何灯取り替えるのでしょうか。単価というか、賃借だから、多少分かるのですか、単価。

○委員長（小平啓佑君） 安塚藤岡地域づくり推進課長。

○藤岡地域づくり推進課長（安塚欣也君）　すみません。単価のほうはちょっと分かりかねるのですが、今回、ランプの数なのですが、全部で534個でございます。

○委員長（小平啓佑君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君）　ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君）　討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君）　ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第84号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君）　ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君）　次に、日程第5、議案第86号　財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

関消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（関　宏君）　ただいまご上程いただきました議案第86号　財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は52ページ、議案説明書は65ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書65ページを御覧ください。議案第86号　財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防団に配備中の消防ポンプ自動車1台が老朽化したため、消防ポンプ自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の52ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、消防ポンプ自動車1

台であります。

2、取得の方法につきましては、条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては2,145万円であります。

4、取得相手につきましては、小山市喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一であります。

なお、本件の入札に参加した業者は2者で、落札率は99.42%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 入札した方は99.42%ということで、そうすると、もう一者はもっと高いということですね。99.9%とかなのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 関消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（関 宏君） 確認ですが、落札率についてよろしいでしょうか。

今回の予定価格と落札の価格の数値化を図って落札率を求めているところでございまして、2者が応札いたしまして、すみません、手元に資料がないのですが、若干この合資会社、渡辺商店のほう安かったということでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○消防総務課主幹（関 宏君） 落札の金額は、今回、合資会社渡辺商店は……

〔「もう一者……」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課主幹（関 宏君） もう一者、1,960万円になります。これは税抜きになります。

〔「落札率」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課主幹（関 宏君） すみません。まだ積算はしておりません。今お調べしてお答え申し上げます。申し訳ございません。

○委員長（小平啓佑君） その間、別のご質問ということで、天谷委員、お願いします。

○委員（天谷浩明君） このポンプ車の車種とか種類というか、今、何か免許が、オートマチック、普通車、いろいろあるのですけれども、これはどんなようなタイプなのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 関消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（関 宏君） お答え申し上げます。

車種につきましては、トヨタのダイナという車で、オートマチックの普通タイプの車両となっております。普通免許で運転することができる車両となっております。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君）　続きまして、先ほどの松本委員のご回答、大丈夫でしょうか。

　関消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（関　　宏君）　お答え申し上げます。

　99.93%になります。

　以上でございます。

○委員長（小平啓佑君）　松本委員。

○委員（松本喜一君）　要は16万円、相手方が高かったということでしょう、計算すると。どうしてこういう、もっと値引きというのはないのですか。普通、定価から何%引きとか、そういうのあるのでしょうか、特殊でつくるのでしょうか、あまりにも99というのは非常に落札率が高いのかなと思うのですけれども、これは全国的にやむを得ないのでしょうか。どうなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君）　関消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（関　　宏君）　お答え申し上げます。

　私たちとして考えられることは、やはり公正な競争の下、あくまでも予定価格、それと落札価格を数字上で比較した結果でございまして、参考見積りから適正な審査によって予定価格を設定いたしましたので、適切な入札を執行したものだと考えております。

　以上です。

○委員長（小平啓佑君）　松本委員。

○委員（松本喜一君）　要は予定価格と入札価格がちゃんと調べたから近いということなのですね、要は。そういうことですよ、差がないということは。分かりました。

○委員長（小平啓佑君）　天谷委員。

○委員（天谷浩明君）　資料、私、持ってきたのですけれども、今までこのタイプであると多分一千五、六百万円だったような気がするのです。多分、今聞いている。詳しい資料は持っていないのですけれども、やはり物価高騰だ云々だという中では、入札だから仕方がないという面は分かるのですが、何かもうちょっと、今まで消防、ずっとポンプ車を買っている中では、非常に高価なものになっているのだなというふうに思います。その設備とかいろいろ違うのはあるのでしょうか、そこら辺、ちょっと分かりましたらご説明お願いいたします。

○委員長（小平啓佑君）　関消防総務課主幹。

○消防総務課主幹（関　　宏君）　今回の車両につきましては、どうしても普通の免許で乗れる車両にしないといけないということで、艤装会社の研究、設計があったと聞いておるところでございます。さらに、軽量化を図り、またコンパクトにするということが必要になり、現在の価格になっていると考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第86号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第6、議案第87号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

名渕警防課長。

○警防課長（名渕恭司君） ただいまご上程いただきました議案第87号 財産の取得につきましてご説明を申し上げます。

議案書は53ページ、議案説明書は66ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の66ページを御覧ください。議案第87号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防署西方分署に配備中の水槽付消防ポンプ自動車1台が老朽化したため、水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の53ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、水槽付消防ポンプ自

動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては9,493万円であります。

4、取得相手につきましては、東京都港区芝5丁目36番7号、三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店、支店長山北忠司であります。

なお、本件の入札に参加した業者は5者で、落札率は99.77%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 落札率はいろいろ、先ほど言ったからいいのですけれども、これ大型トラックを改造してタンク車にしているのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 名渕警防課長。

○警防課長（名渕恭司君） 今回の車両につきましては、中型トラックで、5.5トンになります。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 現在使っている水槽付消防ポンプ自動車、老朽化ということなのですが、これは何年使用したものなのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 名渕警防課長。

○警防課長（名渕恭司君） 購入が平成12年1月でございますので、25年経過しております。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 25年というところで、これが現状、年間の維持管理費、または定期的に交換する部品、そういったものを含めて、ランニングコストというのは1年間にどのぐらいかかるのか。燃料代を除いてお願いします。

○委員長（小平啓佑君） 名渕警防課長。

○警防課長（名渕恭司君） すみません。幾らかかったかまでは、ちょっと手元に資料を持ち合わせていません。

○委員長（小平啓佑君） 後で計算をお願いします。

次の質疑、小堀委員。

○委員（小堀良江君） 今、北部分署のほうが整備計画をされておりますけれども、当然西方分署に配置ということで、統合された北部分署にこの車両は配置されるということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 名渕警防課長。

○警防課長（名淵恭司君） そのとおりでございます。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうすると、参考にお聞きしますが、今の都賀分署、西方分署に配置されている車両の配置状況でありましたり、今後、北部分署が整備されるに当たりましての車両の配置状況等を確認させていただきたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 名淵警防課長。

○警防課長（名淵恭司君） お答えします。

現在、都賀分署、西方分署とも、ポンプ車が1台、タンク車が1台、救急車1台、広報車が1台の4台ずつの8台になっております。この後、都賀と西方、北部分署ということで、1つになりますと、まずポンプ車が1台、タンク車が2台、救急車が2台、広報車が2台の7台運用というのを今考えております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうすると、当然、2分署あったものが1つになるということで、安心安全の観点から懸念をされる方がいらっしゃるわけですが、車両のほうも8台から7台に減ってしまうということで、その部分も大変心配をされる方がいらっしゃると思うのですが、その点についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 名淵警防課長。

○警防課長（名淵恭司君） 現在も出動体制というのは、栃木の本署と、あと都賀、西方とそれぞれ、勤務している人数によってなのですが、その場所にそれぞれの署から出動していますので、4台全部を一度に1か所から出せるかというのはちょっと難しいところで、2台目、3台目という応援体制の取れた順に出動させていただきますので、そこが1次出場、2次出場という形で体制を整えていくということで対応しているところでございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 人員、車両配置等も含めて、地域の方々の安心安全が損なわれないように、ぜひ今後も引き続き対応していただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 先ほど落札率は99.77%と聞いたのですが、2位以下の単価と落札率が分かれば教えてください。

○委員長（小平啓佑君） 名淵警防課長。

○警防課長（名淵恭司君） 2番目、これが落札額が8,638万5,000円、99.87%で、3番目が8,940万円、103.36%でございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 老朽化の定義というものを確認させてもらいたいです。今、副委員長が言ったようにランニングコスト、何が言いたいかというのは、ランニングコストとかを考えて、そういうメンテナンスかかるのであれば、もっと早めな交換でもいいのではないかということ、頭の中で考えたのですけれども、どうしても金額が高価になってくるわけです。であれば、ランニングコストも勘案していくと、そこら辺の分岐点をどこかでもう少し前倒しして、いいものにしていくとかというのも一つの案なのかなと思うのですが、その老朽化に対しての査定というか、定義というものを、もうちょっとどうなのか。見直したほうがいいのかという提案ですけれども。

○委員長（小平啓佑君） 名渕警防課長。

○警防課長（名渕恭司君） すみません。一応車両の更新、独自に消防本部で定めてはいるのですが、ポンプ車等の消防車両でいきますと15年、一応距離で測れるものではないというのが、放水しているのは、車両、走行しないでずっと長年運用しておりますので、距離ではなく年数の15年というのが一応基準では捉えております。ただ、いろいろなところを勘案して、ちょっと遅くなったというのが実情でございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） さっき言った後半ですけれども、定義というもの、もう少し考えて、別に無理して使ってくださいとは言いません。市民の安心安全を買うものですから、それを応援してもらおう。そういうことの消防でありますので、いつも思うのですけれども、さっきも言いましたけれども、金額がだんだん上がっていきますよね、当然。であれば、もう少し、買い入れるほうも、老朽化の定義をもう少し変えて、例えば30メートル飛んでいたのが、1割、二十七、八メートルしか飛ばないとなったら交換とかという方向でもいいのかなということで、ちょっと考えて見直すべきかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 名渕警防課長。

○警防課長（名渕恭司君） 確かに壊れる前に交換したいというのは、私も消防人として、新しい消防車で新しい資機材等を使って、いち早く消火活動を実施したいという思いはあるのですが、なかなかそれも、全面的に新しいものだけであるところもなかなか難しいので、そこら辺は全体を見ながら考慮して、もう少し短縮できるように努力していきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） さっき言ったランニングコストのことを考えての話だと思うのです、さっき副委員長が言ったように。あまりにもかかっていくのであれば、これだったら15年、こっちは25年

とかあるとすれば、一年一年積み重ねが無駄だなというふうな考え方ができるのであれば、そういう方法がいいのかなというふうなご提案です。よろしくお願いします。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） ご説明ありがとうございます。

ちょっと似ているのですけれども、ランニングコストがどんどんかかっていくと思うのですけれども、以前のご説明をいただいたときに、老朽化したそういう車をオークションにかけて、販売といたら失礼なのですけれども、やると言ったのですけれども、オークションにかける、高額にオークションの取引ができるというのは、老朽化、すごい駄目になったというよりも、ちょっと駄目になったみたいな、そういうほうがオークションの価格が高いような気がするのですけれども、その辺のお考えはあるのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 本名消防長。

○消防長（本名義人君） 先ほど小久保委員のほうからご指摘ありました。確かにオークションにかける場合には、早い年数、あまりたっていない、あまり壊れていないものを出すほうが、当然ながら高く売れるということはあると思いますが、ただ消防車も職員が使って、運用して消火作業に当たるものですから、なかなかいつも買い換えて、一般乗用車みたく3年でとかという、運用面からいきますと、ちょっと不利になってくるというところもございまして、先ほど老朽化という定義ございましたけれども、やはり故障がかなり増えてくる。増えてきたときに、交換する部品がないとか、修理が利かなくなった、そういう段階でそれが老朽化というのかなというふうには考えております。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） すみません。あと一点教えてください。

消防ポンプに限ってですが、サービスパーツの供給というのは何年が基本なのですか。

○委員長（小平啓佑君） 名渕警防課長。

○警防課長（名渕恭司君） やはり15年というところで、業者のほうから言われております。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 先ほどの小太刀副委員長からの質疑ですね。

名渕警防課長。

○警防課長（名渕恭司君） すみません。失礼しました。

昨年、こちら買い換える予定の西方のポンプ車にかかった修理代ですが、7万3,667円ということと出ております。

○委員長（小平啓佑君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第87号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第7、議案第88号 財産の取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

名渕警防課長。

○警防課長（名渕恭司君） ただいまご上程いただきました議案第88号 財産の取得につきまして説明を申し上げます。

議案書は54ページ、議案説明書は67ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の67ページを御覧ください。議案第88号 財産の取得についてであります。提案理由でございますが、栃木市消防署岩舟分署に配備中の高規格救急自動車1台が老朽化したため、高規格救急自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の54ページを御覧ください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、高規格救急自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、条件付一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては3,938万円であります。

4、取得相手につきましては、宇都宮市横田新町3番47号、栃木トヨタ自動車株式会社、代表取締役新井孝則であります。

なお、本件の入札に参加した業者は2者で、落札率は96.73%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第88号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第8、議案第116号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐藤選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（佐藤啓子君） ただいまご上程いただきました議案第116号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

議案書は1ページから3ページ、議案説明書は4ページから7ページになります。

まず、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の4ページを御覧ください。提案理

由であります、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じまして、所要の改正が必要となりましたので、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要につきましては、投票所の投票管理者等の報酬の額を改めるものでございます。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

改正の詳細につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案でございます。別表第1条関係、選挙の投票所の投票管理者の報酬の額であります、左ページ、1万2,800円から、右ページ、1万4,500円の1,700円の増額、期日前投票所の投票管理者が、左ページ、1万1,300円から、右ページ、1万2,800円の1,500円の増額、開票管理者が、左ページ、1万800円から、右ページ、1万2,200円の1,400円の増額、選挙長が、左ページ、1万800円から、右ページ、1万2,200円の1,400円の増額、投票所の投票立会人が、左ページ、1万900円から、右ページ、1万2,400円の1,500円の増額、期日前投票所の投票立会人が、左ページ、9,600円から、右ページ、1万900円の1,300円の増額、開票立会人が、左ページ、8,900円から、右ページ、1万100円の1,200円の増額、選挙立会人が、左ページ、8,900円から、右ページ、1万100円の1,200円の増額をするものであります。

次に、議案書よりご説明いたしますので、議案書1ページ目をお開きください。1ページは、条例の一部を改正する条例の制定文でございます。

2ページ、3ページは、条例を改める改め文でございますが、新旧対照表よりご説明いたしましたので、省略させていただきます。

施行期日は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第116号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第116号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 10 分）

○委員長（小平啓佑君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 25 分）

◎議案第78号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第9、議案第78号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については読み上げを省略していただいて結構です。

深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） ただいまご上程いただきました議案第78号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。令和7年度栃木市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億1,158万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ756億4,158万5,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の変更は第2表、継続費補正によるというものであります。

繰越明許費は、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は第3表、繰越明許費によるというものであります。

地方債の補正は第4条、地方債の追加は第4表、地方債補正による。第2項は、地方債の変更は第5表、地方債補正によるというものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、6ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）及び次の7ページ、第3表、繰越明許費であります。所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、8ページをお開きください。第4表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の急傾斜地崩壊対策事業につきまして、追加させていただくものであります。

詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

次に、9ページを御覧ください。第5表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。補正前の起債の目的欄、1項目め、保育所施設整備事業から、3項目め、学校給食調理施設整備事業までの計3件について、起債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更ございません。

次に、11ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。11ページは歳入、次の12ページ、13ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます。引き続き歳入の所管関係部分についてご説明させていただきますので、14ページ、15ページをお開きください。

15款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額7億6,189万3,000円の増額であります。説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、定額減税補足給付金支給事業費等物価高騰対策事業を実施するに当たり、国庫補助財源として交付されるため増額補正するものであります。

次に、一番下の段、19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額1,404万円の減額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるものであります。本補正予算案につきましては歳入超過となることから減額補正するものであります。

次に、16ページ、17ページをお開きください。1段目の3つ目、25目1節公共施設整備等基金繰入金は、補正額952万5,000円の増額であります。説明欄の公共施設整備等基金繰入金につきましては、（仮称）栃木東地域学校給食センター整備事業費の財源として繰り入れるため増額補正するものであります。

次に、2段目の21款4項4目2節雑入は、補正額1,660万円の増額であります。説明欄の市民総合賠償補償保険金等（地域政策課）、コミュニティ助成事業助成金につきましては、コミュニティ助成事業費に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金を受け入れるため増額補正するものであります。

次に、その下の段、22款1項市債であります。2目2節児童福祉債は、補正額870万円の増額であります。説明欄の一般補助施設整備等事業債（保育所施設整備事業）につきましては、認定こど

も園施設整備費補助金の増額に伴い、起債額を増額補正するものであります。

なお、市債の説明欄における括弧書きにつきましては、8ページにあります第4表、地方債補正（追加）及び9ページの第5表、地方債補正（変更）における起債の目的欄の区分を表しております。

次に、4目1節農業債は、補正額770万円の増額であります。説明欄の緊急浚渫推進事業債（農業生産基盤整備事業）につきましては、市単独農業農村整備事業費の増額に伴い、起債額を増額補正するものであります。

次に、6目5節土木管理債は、補正額100万円の増額であります。説明欄の防災対策事業債（急傾斜地崩壊対策事業）につきましては、急傾斜地崩壊対策事業負担金の増額に伴い、起債額を増額補正するものであります。

次に、8目1節教育総務債は、補正額8,600万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債（学校給食調理施設整備事業）につきましては、（仮称）栃木東地域学校給食センター整備事業費の財源の変更に伴い、起債額を増額補正するものであります。

以上で歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き歳出の所管関係部分についてご説明いたしますので、18ページ、19ページをお開きください。2款1項11目地域づくり費は、補正額2,047万2,000円の増額であります。説明欄のコミュニティ助成事業費につきましては、岩舟地域内鶴巻自治会における公民館建設工事に対し、一般財団法人自治総合センターからの助成金を交付するため、補助金を増額補正するものであります。

次の歌麿を活かしたまちづくり事業費につきましては、喜多川歌麿が大河ドラマに登場していることに合わせ、ゆかりのある本市のPRを図る観点から、番組制作側との相互協力パンフレットを作成するため委託料を増額補正するものであります。

次に、13目公民館費は、補正額213万8,000円の増額であります。説明欄の自治会公民館建築費等補助金につきましては、公民館の改築を行う自治会に対して交付する補助金に不足が生じるため、補助金を増額補正するものであります。

次に、20ページ、21ページをお開きください。2款2項1目税務総務費は、補正額6億6,688万円の増額であります。説明欄の定額減税補足給付金支給事業費につきましては、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したことにより、本来給付すべき定額減税調整給付金所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方及び定額減税対象外や低所得世帯向け給付に該当しなかった方に不足額給付金を支給するため、増額補正するものであります。

次に、2目賦課徴収費は、補正額23万円の増額であります。説明欄の諸税賦課事務費につきましては、令和6年度の軽自動車税における環境性能割について、当初予算より増額となることに伴い、令和7年度に県に支払う軽自動車税環境性能割徴収取扱費の不足が生じるため、負担金を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市一般会計補正予算（第1号）に係る所管関係部分についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 19ページお願いいたします。コミュニティ助成事業費であります。まず説明だと岩舟の公民館の、ちょっと聞こえなかったのですけれども、それと、その下に自治会公民館建築費等補助金というのは、同じ自治会に対して交付しているのか、ちょっと確認させてもらいたい。

○委員長（小平啓佑君） 青木地域政策課主幹。

○地域政策課主幹（青木稔彦君） お答えさせていただきます。

まず、コミュニティ助成事業補助金につきましては、岩舟町の和泉にあります鶴巻自治会の公民館を新築するに当たり、コミュニティ補助金を今回交付するものでございます。

また、公民館の建築費等補助金につきましては、栃木の国府町の萱場自治会と大平町の土与自治会の公民館がそれぞれ改修するに当たりましての交付金となります。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 19ページになります。歌麿を活かしたまちづくり事業費、これ番組制作側と一緒にPR冊子を作るというところでございますけれども、冊子を作った後の展開、どういったところに冊子を展開していくか、その辺をお聞かせください。

○委員長（小平啓佑君） 一条蔵の街課長。

○蔵の街課長（一条嘉之君） お答えいたします。

こちらパンフレットの配布先でございますけれども、まず歌麿まつりというのが、本年10月11日から19日まで開催予定でございます。こちらのお客様などに一応3万部予定してございます。また、市内各公共施設等におきまして1万1,000部、またそのほか関連自治体、東京都台東区、それから静岡県牧之原市、また福島県白河市、合わせまして9,000部、こちら送付させていただいて配布し

たいと考えております。

以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 8ページの急傾斜地崩壊対策事業について、ちょっとご説明をお願いできればと思います。

○委員長（小平啓佑君） 深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） こちらにつきましては、すみません、都市建設部のほうで行う事業なのですけれども、急傾斜地土砂災害の警戒区域等で行う、星野地域だったかと思えますけれども、こちらで土砂災害の防護柵というのでしょうか、そういったものを、すみません、失礼いたしました。出流町になります。出流町にあります急傾斜地、こちらに待受擁壁工、石のブロックというか、擁壁を並べる予定となっております、全体計画では320メートルほどを予定しているところであります。こちらにつきましてはの市債、借入れという形になります。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 21ページなのですけれども、定額減税補足給付金支給事業費、改めて対象の人員というか、件数をお伺いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） 本年度行います定額減税の補足給付金につきましては、対象人員のほう、1万8,524名と見込んでおります。

○委員長（小平啓佑君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） すみません。給付金額というのは、改めて確認させてください。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） すみません。6億2,840万円を見込んでおります。1人当たり4万円で、1万8,524名で6億2,840万円を見込んでおります。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 9ページなのですけれども、保育所施設整備事業の地方債補正の変更、限度額変更は、どの場所と、どういう理由で限度額を870万円上げたのか、教えてください。

○委員長（小平啓佑君） 深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） 認定こども園しずわでら保育園で改修の予定がありまして、その新築等改修に対して国庫補助金が交付される予定になっておりまして、その地元負担といいますが、市の負担分ということで出すものであります。それに対する起債の借入れという形になります。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） すみません。先ほどの答弁で、私のほうが1人4万円と言ったのですが、

原則１万円で、去年、対象者の方が、本年度、調整給付金の差額１万円単位でいただく方と、定額減税を一切受けていない方につきましては４万円で給付するという形の、対象者が２グループいるという形になっております。すみません。

○委員長（小平啓佑君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第78号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第10、議案第115号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については読み上げを省略していただいて結構です。

深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） ただいまご上程をいただきました議案第115号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。令和7年度栃木市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ756億4,252万5,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。

なお、内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、7ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。7ページが歳入、次の8ページ、9ページが歳出となっております。ここでの説明は省略させていただきます。引き続き歳入についてご説明をさせていただきますので、10ページ、11ページをお開きください。16款3項1目3節総務費委託金は、補正額94万円の増額であります。説明欄の参議院議員選挙費委託金につきましては、令和7年7月に執行が予定されております参議院議員通常選挙に関わる県からの委託金を増額補正するものであります。

以上で歳入の説明を終了いたします。

引き続き歳出についてご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きください。2款4項3目参議院議員通常選挙費は、補正額94万円の増額であります。説明欄の参議院議員通常選挙費につきましては、法律の一部改正に準じて、投票立会人等に対する報酬額を改定することに伴い、7月執行予定の参議院議員通常選挙に関わる費用に不足が生じるため、報酬を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市一般会計補正予算（第2号）に関わる説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑をお願いします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 確認をさせていただきます。

先ほど議案第116号で選挙の報酬を変更しました。これについての県からの委託金が増えたということの解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 佐藤選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（佐藤啓子君） お答えいたします。

おっしゃるとおりです。法律が改正になりましたので、それに伴って金額が増額になる、その分

は県が充当という形で歳入が来るという状態になっております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第115号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小平啓佑君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前 11 時 54 分）